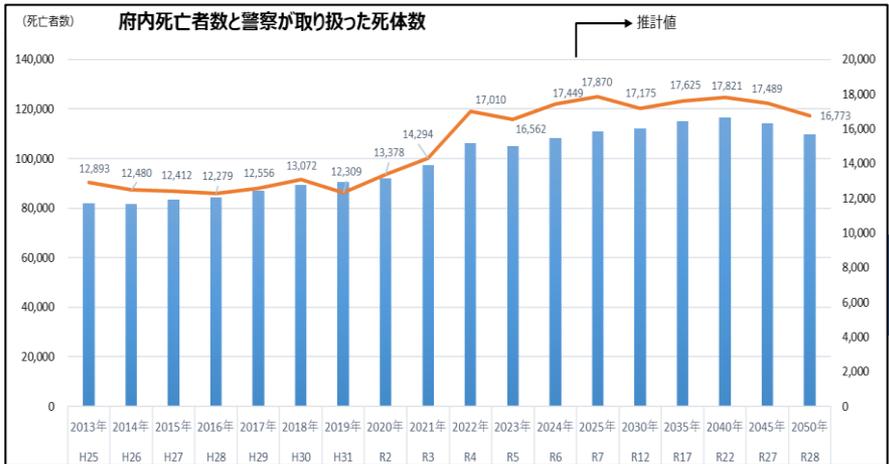


1 基本的事項

〈 計画の趣旨 〉
 死因究明等推進基本法に基づき閣議決定された「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、府における死因究明と身元確認に関する施策を進めるため策定するもの
 〈 計画の位置付け 〉地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定
 〈 計画期間 〉令和8年度～令和10年度（3年間）

2 現状と課題(前計画期間を踏まえて)



- ① 府内死亡者数の増加に伴い、死因不明の死体取扱数の増加見込（2040年ピーク時は、2020年比約1.33倍の17,821件）（背景に、全体の3割を占める独居高齢者、熱中症、ヒートショックなど）警察医、救急医、監察医の負担増加
- ② 警察医の高齢化、法医学教室での人材確保が困難
- ③ 監察医制度のない大阪市以外での死亡時画像診断が限定的（R6年実績：市内2,132件、市外63件）
- ④ 在宅での看取りが円滑に進むよう「人生会議」を周知啓発
- ⑤ 大規模災害時には、多数の死者、身元不明者が発生見込、また、身元確認等の体制についての整備が不十分

〈 抽出された課題 〉

- ① 死因究明等に関わる人材の確保と育成
- ② 大阪市内と大阪市以外の死因究明体制の均てん化
- ③ 「人生会議」を含めた、死因究明等の制度に関する周知啓発等
- ④ 死因究明制度により得られた情報のさらなる利活用
- ⑤ 大規模災害に備えた身元確認調査体制の整備

出典：（死亡者数）2024年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」、「出生、死亡及び自然増加の率（総人口）」を乗じて算出
 （死体取扱数）大阪府警察本部提供データ、今後の推移は死亡者数を基に過去15年間の平均伸び率を乗じて算出

3 死因究明等の体制整備に向けた方針

課題を踏まえ、前計画に引き続き、次の基本方針を念頭に、4つの重点施策を推進する。

【基本方針】

- 2040年の超高齢多死社会を見据え、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の体制を府域全体で整備していく。
- 体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

基本方針を踏まえた施策体系と方向性

1 死因診断体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床医の死因診断レベルのさらなる向上（継続） ・警察医（大阪市外）の高齢化、人材不足への対応（継続） ・死因究明等を担う人材不足への対応（継続） ・検案技術の向上（継続）
2 適切な検査・解剖体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時画像診断の導入と市外での活用による均てん化（継続） ・検案、解剖等で得られた貴重なデータの利活用（熱中症など）（継続） ・解剖に際しての遺族への配慮（継続）
3 施設の連携・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる解剖への対応（継続） ・監察医事務所の老朽化対策（拡充） ・府域全体の死因究明体制を総合調整（継続）
4 施策推進のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した対応（人生会議の普及啓発）（継続） ・犯罪死の見逃し防止（継続） ・情報の適切な管理（CDRなど）（継続） ・身元確認体制の整備（継続）